

吹田市空家等の適切な管理に関する条例に係る緊急安全措置の実施  
及び協力事業者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、吹田市空家等の適切な管理に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項に基づき、本市が実施する空家等又は法定外空家等に係る緊急安全措置について、速やかに協力できる事業者（以下「緊急安全措置協力事業者」という。）を登録することにより、人の生命、身体又は財産に対する重大な被害を回避することを目的とする。

(登録要件)

第2条 緊急安全措置協力事業者は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の工事に係る入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 市内事業者（市内に本店がある）であること。
- (3) 緊急安全措置の実施依頼を受けた場合、概ね1時間以内に現場到着できること。
- (4) 自発的かつ迅速確実に緊急安全措置に協力すること。

(登録の方法)

第3条 登録の方法は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 登録申請を行う者は、緊急安全措置協力事業者登録申請書を市長へ提出する。
- (2) 市長は、前号により提出された緊急安全措置協力事業者登録申請書について審査を行い、前条の登録要件に適合した場合に緊急安全措置協力事業者登録証を交付する。
- (3) 登録した緊急安全措置協力事業者の名簿は、本市のウェブサイトにおいて公開する。
- (4) 登録申請の受付について、緊急安全措置協力事業者に一定数の登録があったものと市長が判断した場合、受付を中止することができるものとする。また、登録の必要が生じた場合は再開する。

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、登録時における本市の入札参加有資格者名簿の有効期間とする。

(緊急安全措置実施依頼の手続)

第5条 市長は緊急安全措置を実施する場合、緊急安全措置協力事業者に対し、緊急安全措置実施依頼書に仕様書を附して依頼する。ただし、特に緊急を要する場合は口頭で依頼し、緊急安全措置の実施後、速やかに依頼書を作成し、相互に確認する。

(緊急安全措置の実施)

第6条 緊急安全措置協力事業者は前条の依頼があった場合は、別途市長が示す仕様書により緊急安全措置を速やかに実施する。ただし、実施中に二次災害の危険が生じた場合又はその恐れがあると判断した場合は直ちに中断し、作業従事者及び付近住民への危険回避を行うとともに、住宅政策室に連絡する。

(経費の負担)

第7条 緊急安全措置に要した費用（以下「経費」という。）は、市長が支払うものとする。

2 経費の算出方法については、緊急安全措置実施時における当該地域の適正価格（緊急安全措置協力事業者二者の見積）を基準として、協議のうえ定めるものとする。

(経費の請求)

第8条 緊急安全措置協力事業者は緊急安全措置実施完了後、緊急安全措置完了届に位置図及び記録写真を添えて市長に経費を請求する。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は検査を実施し、検査に合格した場合は速やかに経費を支払うものとする。

(登録の取消し及び変更)

第9条 市長は、緊急安全措置協力事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、緊急安全措置協力事業者登録取消通知書により登録を取り消すものとする。

(1) 複数回連続して緊急安全措置の実施依頼に応じない場合

(2) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなった場合

2 緊急安全措置協力事業者は、登録の抹消を希望する場合又は登録内容に変更を生じた場合は、緊急安全措置協力事業者登録変更・廃止届出書を市長に提出する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年1月15日から施行する。